

## 令和7年度農山漁村発イノベーション等支援業務委託仕様書

### 1 事業目的

農林漁業者等の所得向上や雇用拡大を図り地域農業の活性化を図るためには、農林漁業者等が地域資源を最大限に活用し、新たな商品開発や販路開拓等に取り組む農山漁村発イノベーション（以下、イノベーション）を推進することが重要である。

本業務では、滋賀県農山漁村発イノベーションサポートセンターを設置し、（１）マーケティングや商品開発等の専門家である滋賀県農山漁村発イノベーションプランナー（以下、プランナー）を派遣するとともに、（２）農山漁村発イノベーションに必要な知見を得るための研修を開催し、農山漁村発イノベーションの推進に資することを目的とする。

### 2 委託業務の内容

#### （１）農山漁村発イノベーションプランナーの派遣等

- ・地域検証委員会の運営（事前調整、資料準備、当日運営、議事録作成等）。5月下旬以降、年5回開催予定。初回および最終回は対面を基本とするが、状況に応じオンラインを活用する。
- ・本県イノベーションの推進あたって効果的なプランナーを提案し、県と協議の上、プランナーとして登録する。新規登録に先立ち、オンライン面接等を行い、制度の理解度、専門性、支援実績、論理性、協調性などを評価するとともに、事務手続きや秘密保持等について理解を得た上で登録する。
- ・プランナー派遣にあたって案件毎にプランナーを提案するとともに、派遣にかかる事務（事前調整、報償費・旅費等の経費支払、支援報告書とりまとめ等）を行う。
- ・プランナーの報償費・旅費の支払いは、滋賀県農山漁村発イノベーションプランナー派遣実施要領に基づくものとする（3時間を基本として概ね105回の派遣を予定）。
- ・支援対象者の経営状況調査や事後アンケート等の実施・とりまとめを行う。
- ・国が開設する「農山漁村発イノベーション中央サポートセンター」との連絡調整を行う。
- ・農業者以外の事業者「相談窓口」として、相談対応やプランナー派遣時の同行支援、経営改善戦略作成支援、支援シート作成等を行う。
- ・制度紹介資料（チラシおよび冊子）を作成する。作成にあたっては、イノベーションの推進に効果的な記事構成を検討・提案し、制度活用事例の取材等を行う。

#### （２）農山漁村発イノベーション研修の開催

- ・農林漁業者等が経営感覚を持って農山漁村発イノベーションに取り組む能力を高めるための研修のカリキュラムを作成し実施する。回数は3回、場所は県内会場とする。カリキュラムは商品開発、体験型農業、農園カフェ、デザイン、デジタル技術等から、本県イノベーション推進に効果的なテーマを提案する。また3回のうち1回は、コスト削減、販路拡大、資金調達等を効率的に行うためのデジタル技術について実施する。
- ・研修終了後は受講生への事後アンケート（理解度や当該年度のイノベーションにかかる取組状況等）や相談窓口紹介等のフォローを行う。
- ・講師は農山漁村発イノベーションプランナーを基本とする。カリキュラムは講義とあわせて先進事例紹介や個別相談、交流会を効果的に組み合わせること。
- ・インターネットを活用したオンライン開催併用とし、事後には欠席者等への動画配信を行うこと。

#### （３）その他業務を達成するのに必要な業務

### 3 委託期間

契約締結日から令和8年3月16日（月曜日）

### 4 委託料

委託料の上限額は予定価格 10,095,000 円（消費税および地方消費税含む）とし、委託料に計上できる経費は、農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）実施要領（制定3農振第2921号、令和4年4月1日農林水産省農村振興局長通知、以下、国実施要領）別記2-2の別表1の2を参照し、人件費の算定にあつては国実施要領別記2-2第6を参照すること。なお、2（2）農山漁村発イノベーション研修の開催費用（デジタル技術の活用研修は除く）は委託料全体の1/5以下とする。

### 5 報告書の提出について

- （1）県は受託者に対して、年度途中において、委託事業の進捗状況等について中間報告を求め、または実地に調査することができるものとする。
- （2）受託者は、本委託業務の完了後、業務完了報告書、委託業務の内容を取りまとめた報告書、委託料精算書およびそれらを記録した電子記録媒体等を当仕様書6の納品場所に速やかに提出しなければならない。
- （3）実績報告書には、2で使用した各種様式や検証委員会議事録と資料、研修資料、アンケート結果等を添付すること。

### 6 納品場所

滋賀県農政水産部みらいの農業振興課（滋賀県大津市京町4-1-1）

### 7 その他

- （1）委託業務の履行に際し、他の者が著作権を有するものを使用し、問題が生じたときは、県に不利益が生じないように受託者の責任においてこれを処理することとする。
- （2）本契約における成果物の著作権（著作権法第27条および第28条に定める権利を含む。）は、4の委託料が支払われたときに受託者から県に譲渡されるものとする。受託者は、県および県が指定する第三者に対して、著作者人格権を行使しないものとする。
- （3）委託業務の内容は、受託者からの提案に基づき県と協議の上、決定するものとする。
- （4）本業務を再委託する場合、事前に再委託の範囲および再委託先を県と協議し、了承を得るものとする。また、責任者の再委託は認めない。なお、再委託の範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は、受託者の責任においてこれを解決するものとする。
- （5）県は、受託者が委託業務の実施にあたり、当該仕様書について定められた事項に反した場合には委託契約額の一部または全部を返還させる権利を有するものとする。
- （6）受託者は、今回の業務に関して県以外から委託業務による収入を得てはいけない。
- （7）受託者は、委託業務に係る経理の収支を明らかにするため、これに関する帳簿および証拠書類を整理するものとし、委託業務が終了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間これを保存しなければならない。
- （8）業務にあたっては、農山漁村振興交付金交付等要綱（令和3年4月1日付2農振第3695号）、国実施要領や滋賀県農山漁村発イノベーションプランナー派遣実施要領等の関係法令を把握し、県相談窓口（農産普及課）と連携して業務を行うこと。また、下記県ホームページを参照すること。  
(<http://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/nougyou/ryutsuu/318263.html>)
- （9）その他、委託業務の実施のために必要な事項については、県と受託者が協議の上、別に定める。